

諮問番号 令和2年（独情）諮問第32号

請求人 多田 雅史

相手方 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

意見書

令和2年9月22日

請求人 多田雅史

本書において、法人文書開示請求先は、国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センターであり、以下「NCNP」という。なお、本書の関係法令及び文献等からの引用箇所は「ゴシック書体」で表示する。

第1 請求人が開示請求した法人文書

請求人が、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条（開示請求権）により、NCNPに開示請求した法人文書は、資料1の「請求する法人文書の名称等の別紙」のとおり、以下の4件の文書である。

1. 医療法に基づき、医療事故（医療法6条の10等）について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、一般社団法人日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）へ報告した事案の件数
2. 前記1項について、医療事故の報告内容
3. 医療法に基づき、事故等事案（医療法16条の3等）について、報告制度が制定されて以降から現在までの期間で、公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告した事案の件数
4. 前記3項について、事故等事案の報告内容

なお、本件で審査請求する「事故等事案」は、医療法16条の3第1項

各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号（事故等報告書の作成義務）において定義される事故及びその他の報告を求める事案であり、医療法の「医療事故情報収集等事業」として公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告義務がある事案である。また、その報告対象の事案は、同規則9条の20の2第1項第14号において定められている。

第2 NCNPが法人文書開示請求書を勝手に補正した誤り

1. NCNPが、資料2の「法人文書開示請求書の補正について（依頼）」

（精・発第163号）により、請求人の法人文書開示請求書を補正した内容は以下のとおりであるが、これは請求人の意志に反して、NCNPが勝手に誤った補正を行ったものである。

ア 補正前 「事故等事案（医療法16条の3等）」

イ 補正後 「事故等事案（医療法施行規則9条の20の2第1項第14号）」

2. NCNPの補正が誤りである理由は、医療法の「事故等事案」は、同法16条の3の定めに基づき、同法施行規則9条の20の2第1項第14号で詳細が定められている。したがって、請求人は、法人文書開示請求書において、「事故等事案（医療法16条の3等）」として、「等」において施行規則を含めて記載したものである。本来、医療法の法自体の条文において、「事故等事案」の報告義務が定められ、その詳細が施行規則で定められているに過ぎず、法人文書開示請求書に誤りはない。

3. 請求人は、NCNPからの補正依頼（資料2）について、補正の必要がないと判断したが、NCNPは諮問庁への「理由説明書」（資料5）の1項において、「その後7月9日に、請求人との電話にて文書が特定できたため、7月13日付の文書（精・神発第184号）にて法人文書不開

示決定を通知した。」としているが、同日のNCNPからの電話において、請求人は、NCNPに対して、上記2項の理由により、補正する必要がないことを伝えたが、これに反して、NCNPは、医療法の「事故等事案」の規定を正確に解釈していなかったため、補正の必要がないものを勝手に補正したものであり、誤りである。

第3 審査請求の趣旨

1. 審査請求の趣旨

請求人が、令和2年6月2日、開示請求した次の3項及び4項（資料1）の法人文書を開示せよ。

2. 開示請求した1項及び2項（資料1）について

開示請求した1項及び2項は、NCNPが、資料3の「法人文書不開示決定通知書」（精・神発第184号）で「開示請求に書かかる文書を保有していないため」として、不開示としている。すなわち、NCNPは、開示請求した1項及び2項について、医療法に基づく医療事故（医療法6条の10等）について、報告制度が制定された平成27年10月から現在までの期間、一般社団法人日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）へ医療事故を1件も報告していないことを認め、その旨を回答している。したがって、本件審査請求の対象としていない。

第4 審査請求の理由

1. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反すること

請求人が、令和2年6月2日、開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書について、NCNPが不開示とした理由は、以下の理由により、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反している。

(1) 請求人が開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書について、

NCNPが、資料3の「法人文書不開示決定通知書」において、不開示とした理由は、以下のとおりである。

「不開示情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号）に該当する。」（資料3の2頁）

(2) しかし、同法5条1号は、次のとおりである。

『**第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。**

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法

律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分』

(3) したがって、同法5条1号は、『「個人に関する情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」が記載又は記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。』としている。

また、同号のイ項では、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が除かれているところ、「事故等事案」の報告情報は公益財団法人日本医療機能評価機構が公開している。

(4) ところで、本件で開示請求している「事故等事案」は、医療行為において生じた事故の内、特定機能病院の管理者に報告義務がある事故で、医療法16条の3第1項各号及び同法施行規則9条の20第1項第3号の2による同規則9条の20の2第1項第14号(事故等報告書の作成義務)において定義される事故及びその他の報告を求める事案である。

また、同規則11条において、特に、国立研究開発法人は、同規則9条の20の2第1項第14号を準用することが定められているため、特定機能病院と同様に、「事故等事案」を公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告する法定義務がある。

(5) そして、医療法に基づく「事故等事案」は、「医療事故情報収集等事業」として同評価機構へ報告され、同評価機構の医療事故防止事業部長

の坂口美佐は、資料4の「医療事故情報収集等事業 事業の内容と参加方法」の「ごあいさつ」において、同事業を次のとおり説明している。

『平素より医療事故情報収集等事業の運営にご理解、ご協力いただき、深く感謝申し上げます。本事業は、医療事故情報やヒヤリ・ハット事例を収集、分析し、提供しています。本事業の目的は、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることです。事業開始より一貫して、情報を匿名化して取り扱い、懲罰的な取り扱いをしないなど、報告しやすい環境の中で多くの情報を収集し、医療事故の発生予防・再発防止を促進するという考え方で運営しています。』としている。

また、同評価機構の執行理事の後信は、資料4で、同事業を次のとおり説明している。

『ホームページでは、匿名化された報告事例の検索、閲覧が可能です。また、類似事例を体系的に分析した成果を高い透明性をもって公開しており、その成果は、医療機関だけでなく、医薬品の名称や表示の改善など企業にも活用されています。2015年10月に開始された医療事故調査制度においても、特に再発防止に向けた提言の中で本事業の成果が参考にされています。』としている。

(6) すなわち、公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告された「事故等事案」の「事故等報告書」は、同機構がすでに匿名化した上で、ホームページに公開しているため、NCNPが報告した「事故等事案」を示す同機構のホームページを公開しても、個人を識別することができるものは除外されており、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものも除外されている。しかも、「事故等事案」は同機構から公開されているため、独立行政法人等の保有する情報の公開

に関する法律5条1号イ項の規定により非開示条件には当たらない。加えて、医療機関から同評価機構へ報告される際、同機構は、「医療機関からの報告内容は、すでに個人情報を匿名化処理された情報を受けている」（同機構医療事故防止事業部）としているため、NCNPが保有する法人文書はすでに匿名化処理されているため、同様に、開示しても同法5条には当たらない。

したがって、NCNPが同機構に報告した「事故等事案」を公開しても、資料3の「法人文書不開示決定」で示した理由の『不開示情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号）に該当する。』ことは成り立たないため、同法に違反している。

(7) そのため、他の国立研究開発法人に対する同様の法人文書開示請求においては、事実、「事故等事案」の報告症例を情報開示している。

(8) 以上より、NCNPは、請求人が開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書を開示する義務がある。

2. 医療法及び医療事故情報収集等事業の目的から逸脱していること

請求人が開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書について、NCNPが不開示としたことは、以下の理由により、医療法及び医療事故情報収集等事業の目的から逸脱している。

(1) 医療法第1条では、同法の目的を次のとおり定めている。

『第一条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する

体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。』

(2) 医療法に基づき実施されている「医療事故情報収集等事業」の目的は、上記1(5)項に示したとおり、同事業を担う公益財団法人日本医療機能評価機構が、資料4の「医療事故情報収集等事業 事業の内容と参加方法」において、「本事業の目的は、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることです。」としている。

(3) したがって、NCNPが公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告した事故等事案の症例を請求人に公開することは、医療法及び医療事故情報収集等事業の目的に合致していることである。逆に、NCNPがそれらを法人文書として公開しないことは、同法及び同事業の目的から逸脱している。

(4) 以上より、NCNPは、請求人が開示請求した3項及び4項(資料1)の法人文書を開示する義務がある。

3. NCNPの「理由説明書」(資料5)の不開示理由が誤りであること

NCNPは、情報公開・個人情報保護審査会へ提出した資料5の「理由説明書(令和2年諮問第32号)」の「3. 根拠となる条文の理由説明」において、以下の3つの理由を述べるが、その理由が誤りであることを、以下に順に示す。

(1) NCNPの理由1について

ア NCNPは、不開示理由の説明として、「1 諮問庁の評価機構への報告義務の点は、これはあくまでも諮問庁と評価機構との間のことであって、この報告義務が諮問庁にあるといっても、これが直ちに情報開示すべき理由にはならない。」とする。

イ しかし、NCNPは国立研究開発法人であり、独立行政法人通則法により設立された独立行政法人であるため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条（法人文書の開示義務）に従い、同条が定める場合を除いて、請求人に対して、法人文書を開示する義務がある。したがって、NCNPと公益財団法人日本医療機能評価機構の間の「医療事故情報収集等事業」の報告義務と本件開示請求はまったく関係がないため、NCNPの理由1は意味がなく、不開示理由にならない。

(2) NCNPの理由2について

ア NCNPは、不開示理由の説明として、『2 評価機構が匿名化のう え報告された医療事故の内容を公表しているので、諮問庁が不開示にする理由はないとの点は、評価機構の医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の収集、分析、提供の目的は、「広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を提供するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ること」であり、「報告しやすい環境の中で多くの情報を収集し、医療事故の発生予防・再発防止を促進するという考え方」で運営されているのであり、事業開始から一貫して「情報を匿名化」し、「懲罰的」にならないようにするなどしているのであり、医療事故の公表は、評価機構の情報開示で必要かつ十分である。』とする。

イ しかし、開示情報の内容が公益財団法人日本医療機能評価機構のもので必要かつ十分であるか否かは、請求人が判断することであり、被請求人のNCNPが判断できる事項ではない。

ウ また、「医療事故情報収集等事業」は医療法の目的である同法1条の「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与すること

を目的とする。」に基づいて創設された制度であり、同機構も資料4の「医療事故情報収集等事業 事業の内容と参加方法」において、「本事業の目的は、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることです。」としている。したがって、請求人は、NCNPが報告した「事故等事案」の報告症例について開示請求しているため、同事業の目的に適合している。

エ また、請求人は、NCNPの「事故等事案」の報告症例について開示請求しているに過ぎず、NCNPに対する懲罰等を目的としているものでもない。

オ 以上より、NCNPの理由2は当たらない。

(3) NCNPの理由3について

ア NCNPは、不開示理由の説明として、『3 仮に、請求人の請求が認められるとすれば、評価機構が公表している医療事故の内容から、当該医療事故に関与していると思われる医療機関に対して請求人が求める情報の開示を求めれば、自ずと当該医療事故に関与したと思われる医療機関の特定が可能となり、このことは、評価機構の指摘する「報告しやすい環境の中で多くの情報を収集し、医療事故の発生予防・再発防止を促進するという考え方」に反することとなり、「情報を匿名化」し、「懲罰的」にならないようにするという評価機構の事業運用の基本に悖る（もとの）ことになることは明らかである。』とする。

イ しかし、NCNPは、独立行政法人通則法により設立された国立研究開発法人であり、いわゆる「行政庁」であるため、(このことは行政事件訴訟法第38条1項で準用する同法第12条が定める独立行政法人であり、同法で独立行政法人は「行政庁」とされている)、特に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律により保有する

法人文書の開示義務が定められている。つまり、民間医療機関では、そのような開示義務がなく、「事故等事案」の報告症例について開示請求できないため、NCNPが不開示理由とする「自ずと当該医療事故に関与したと思われる医療機関の特定が可能となり」となることは生じ得ず、また、本件請求の開示が、同評価機構の事業運用の基本に悖る（もとる）こともないため、NCNPの理由3は当たらない。

(4) まとめ

以上より、NCNPが資料5の「理由説明書」に示した理由は誤りであり、NCNPは行政庁たる医療機関であり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律により保有する法人文書の開示義務があるところ、本件請求は同法5条の非開示条件に当たらないため、NCNPは、請求人が開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書を開示する義務がある。

4. 医療法及び「医療事故情報収集等事業」の目的から開示義務がある

(1) 「医療事故情報収集等事業」は医療法の第1の目的である同法1条の「医療を受ける者の利益の保護」を図るために創設されたものであり、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室医療安全対策専門官の草間直子は、資料6の「わが国の医療安全施策の動向」（2016年）の「1 はじめに」において、次のように説明している。

『1999（平成11）年に発生した患者取り違い事故や消毒薬の血管内投与による死亡事故を契機に、医療事故が社会問題となった。こうした背景から厚生労働省では、医療の安全の確保を医療政策における最も重要な課題の1つとして位置付け、これまで各医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者や病院関係者、医薬品の製造、販売に関わる事業者等）において進められてきた取組を基

礎に新たな展開として、2001（平成13）年を「患者安全推進年」と位置付け、各関係者との共同行動として、総合的な医療安全対策を推進することとし、同年4月に医政局総務課に、医療安全対策を推進するための企画・立案などを行う「医療安全推進室」を設置し、同年5月に医療安全対策の基本的な方向性と緊急に取り組むべき課題を検討するため、幅広い分野の専門家による「医療安全対策検討会議」を設置した。その後、2002（平成14）年4月にとりまとめられた「医療安全推進総合対策」、2005（平成17）年6月にとりまとめられた「今後の医療安全対策について」を踏まえ、医療安全対策を推進してきた。』としている。

イ そして、資料7の厚生労働省の「今後の医療安全対策について」（平成17年5月）の2頁では、次の方針が示されている。

『こうした関係者の努力にもかかわらず、わが国においては未だ十分な医療安全体制が確立されておらず、医療の安全と信頼を高めるために一層の取組が求められている。今後、さらに医療安全対策の推進を図るためには、この「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも、それに加え、医療の安全と両輪をなすべき「医療の質の向上」という観点を一層重視し、施策を充実していくことが求められる。医療の質の向上を実現していくためには、これまでの医療機関、医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の主体的参加を促進することが重要である。このような認識のもと、この報告書においては、医療に関する情報を国民、患者と共有し、国民、患者が医療に積極的に参加することを通して、医療の質の向上を図り、医療安全を一層推進するという考え方を重視している。

今後、わが国において、患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す「安全文化」が醸成されることを通じて、安全な医療の提供と、

患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくためには、「医療安全推進総合対策」に基づく対策を強化するとともに、新たな課題への対応を図る必要がある。これらの基本的考え方に基づき、この報告書においては、次の3本の柱を重点項目として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージを示し、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策を掲げることとした。

I. 医療の質と安全性の向上

II. 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底

III. 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進 』と

している。

ウ 上記の目的に従い、公益財団法人日本医療機能評価機構は、資料4の「医療事故情報収集等事業 事業の内容と参加方法」の3頁の「1. 事業の目的」において、「本事業は、医療機関から報告された医療事故情報やヒヤリ・ハット事例を分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を公開することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。また、医療事故の発生予防・再発防止を促進することを目的に、医療機関や国民に情報を周知するため報告書や医療安全情報を作成し提供しています。」としている。

エ 以上のとおり、医療安全の向上は、医療事故等にかかる原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底、及び患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進が、「今後の医療安全対策について」（資料7）において国策として定められ、その趣旨を反映させて医療法は平成19年1月及び4月に、資料8の『医療法の「新旧対照表条文」』のとおりに同法1条その他が改正されている。

したがって、医療事故等において、国民との情報共有及び国民の主

体的参加の促進が、医療法上求められているため、NCNPは本件請求の法人文書を開示する義務がある。

5. NCNPは率先垂範して医療事故等の開示が求められる医療機関

(1) NCNPは自らが「医療事故情報収集等事業」へ報告した「事故等事案」を知られたくないため、不開示としているに過ぎない。

(2) しかし、NCNPは国立研究開発法人であり、いわゆる「行政庁」であり、独立行政法人通則法2条3項の「我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人」という特別な役割が付与された医療機関であり、民間医療機関とは異なり、元々、我が国の医療安全及び医療技術の向上に資する目的で設立されたため、積極的に率先垂範して、医療事故等を報告すべき役割が与えられている「行政庁」たる医療機関である。また、「医療事故情報収集等事業」が創設された当初、独立行政法人及び特定機能病院等のみに「事故等事案」の報告義務が課された経緯からも（資料9）、被告には報告義務にかかる特段の役割がある。

(3) 以上より、NCNPは、請求人が開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書を開示する義務がある。

6. 国民は医療の選択権のための情報を得る権利があること

(1) 医療法が示す医療安全の向上施策の基本の1つは、医療事故等の情報を国民に公開することにある。それにより、医療安全の向上施策に対する国民の理解を得て、同時に、患者が医療安全に関心を向けることで医療機関の安全性向上の努力を促している。また、医療事故等の情報公開は、患者である国民に対して、医療機関の選択権を与えることも含ま

れている。したがって、医療事故等の報告事案と医療機関名が結びつかなければ、国民が医療機関及び治療方法等の選択権を行使できる情報を与えられていることにはならず、現状は、医療機関に対してのみ臨床で有用な医療事故等の情報を提供しているだけであり、実質的に、国民に対して医療事故等の情報を公開していることにはならない。

(2) したがって、すでに示したとおり、NCNPは国立研究開発法人であり、いわゆる「行政庁」であり、民間医療機関ではないため、本来、国民に対して、医療及び医療機関の選択権を国民に与える義務がある医療機関である。

以上より、NCNPは、請求人が開示請求した3項及び4項(資料1)の法人文書を開示する義務がある。

7. その他の理由

(1) NCNPは、資料5の「理由説明書」の「1 本件開示請求の経過」とおり、資料3の「法人文書不開示決定書」を開示請求人に送付する前に、電話で開示請求人に連絡して、以下の説明を行った事実がある。

『NCNPは、特定機能病院ではないので、医療法の「事故等事案」の報告義務がない。』と説明した。

(2) しかし、上記1(4)項に示したとおり、医療法の「事故等事案」の報告義務(同法規則9条の20の2第1項第14号)は、特定機能病院の他、同法規則11条において、特に、国立研究開発法人は、同規則9条の20の2第1項第14号を準用することが定められているため、NCNPは、特定機能病院と同様に、「事故等事案」を公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告する法定義務がある。

(3) したがって、NCNPは、医療法に違反して、平成16年10月に開始された「医療事故情報収集等事業」において、これまで1件も「事

故等事案」を報告していないものと推認され、それが露見することを恐れて、本件開示請求を不開示としたものと考えられる。しかし、仮にそうであっても、NCNPは、請求人が開示請求した3項及び4項（資料1）の法人文書について、同1項及び2項と同じく、「開示請求にかかる文書を保有していない」と回答する義務がある。

8. まとめ

(1) 資料10の「報告書等」（厚生労働省）のとおり、資料11の「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会報告書」（厚生労働省）が報告され、その4頁の「2. 事故事例情報活用の基本的考え方」には、「医療安全対策における最大の目的は、事故の発生予防・再発防止であり、そのためには、事故の原因を分析し、適切な対応方策を立て、それを各医療機関・医療従事者に周知徹底していくことが最も重要な対策となる。このためには、事故事例情報が医療機関等から幅広く提供される必要がある。」とされている。

このことは、資料12の「医療安全施策の動向について」（厚生労働省医政局、平成28年1月）の3頁でその経緯を示しており、医療事故の再発防止対策として、平成14年4月に「医療安全総合推進対策」が策定され、同15年10月に「医療安全を医療施策の最重要課題のひとつ」と位置付け、同16年10月に「特定機能病院に、医療事故情報等の報告義務（省令改正）」、同19年4月に「第5次改正医療法施行」、同27年10月に「医療事故調査制度施行（法改正）」が行われたとしている。

(2) 前(1)項に従い、医療事故情報収集等事業の経緯は、資料13の「医療事故情報収集等事業の概要」の2頁の「1 経緯 【2】 医療事故情報収集・分析・提供事業の経緯」に、以下の経緯が説明されている。
『2002年4月、厚生労働省が設置した医療安全対策検討会議が「医

療安全推進総合対策」を取りまとめ公表した。同報告書は、2001年10月から開始された医療安全対策ネットワーク整備事業（ヒヤリ・ハット事例収集事業）に関し、「事例分析的な内容については、今後より多くの施設から、よりの確な原因の分析・検討結果と改善方策の分析・検討結果を収集する体制を検討する必要がある。」と述べるとともに、医療事故事例に関してもその収集・分析による活用や強制的な調査・報告の制度化を求める意見を紹介しつつ、医療事故の報告に伴う法的な問題も含めてさらに検討する必要があると述べた。』としている。

したがって、医療法の「事故等事案」の報告は、同法の「医療事故情報収集等事業」として実施されているものであり、その経緯は「医療安全推進総合対策」（資料14）が基礎となっている。

(3) また、医療事故情報収集等事業の目的は、資料13の「医療事故情報収集等事業の概要」の4頁の「2 医療事故情報収集・分析・提供事業の概要 【1】事業の目的」に、以下の目的が示されている。

「報告義務対象医療機関並びに医療事故情報収集・分析・提供事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から医療事故情報を収集し、分析・提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的とする。」としている。

したがって、「医療事故情報収集等事業」の目的は、医療機関への情報提供とともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることである。

(4) 以上のことは、資料15の「医療安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（総務省）の本文1頁の「第1 医療安全対策に関する施策の概要と取組の現状等」の「1 施策の背景等」において、以下のとおり報告されている。

『厚生労働省は、平成11年以降の医療事故の多発等を踏まえて、13年5月から、医療安全対策の目指すべき方向性を示すため、有識者による医療安全対策検討会議を開催し、14年4月にその報告書として「医療安全推進総合対策」（以下「医療安全対策報告書」という。）を取りまとめ、医療機関、行政機関等に求められる安全対策等について、今後の方針及び当面取り組むべき課題について明らかにした。（略）

その後、更なる対策の強化を図るため、平成17年3月に医療安全対策検討会議の下で医療安全対策検討WGを開催し、17年6月にその報告書として「今後の医療安全対策について」（以下「新医療安全対策報告書」という。）を取りまとめた。新医療安全対策報告書では、医療安全対策について、医療安全対策報告書の考え方を尊重しつつ、それに加え、医療の質の向上という観点を一層重視して、将来像のイメージ及び当面取り組むべき課題を明らかにする。』としている。

また、資料15の2頁の「2 医療機関及び行政機関に求められている取組」では、以下のとおり報告されている。

『平成12年から19年にかけて累次にわたり、医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正等が行われている。これにより、医療機関（注1）及び行政機関（注2）は、医療安全に関する様々な取組が求められており、その具体的な内容は次のとおりとなっている。（略）

（1） 医療機関

平成12年4月の改正医療法施行規則の施行により、特定機能病院に医療安全に係る指針の策定等が義務付けられたのを皮切りに、16年10月には、特定機能病院、独立行政法人国立病院機構が開設する病院等に財団法人日本医療機能評価機構（現公益財団法人日本医療機能評価機構。以下「評価機構」という。）への医療事故の報告が義務付けられるな

ど、順次その対象となる医療機関の範囲や義務付けとなる内容が拡大された。また、平成19年4月からは、原則として全ての医療機関を対象として、i) 医療に係る安全管理、ii) 院内感染対策、iii) 医薬品に係る安全管理、iv) 医療機器に係る安全管理の各分野について、それぞれ義務付けとなる内容が定められたことから、医療機関は、必要な体制の整備等を図ってきている。』としている。

(5) 以上より、わが国の医療安全施策は、「医療安全の確保」が医療施策における最も重要な課題の1つと位置付けられ(資料6)、医療安全対策における最大の目的は、事故の発生予防・再発防止であり、そのためには、事故の原因を分析し、適切な対応方策を立て、それを各医療機関・医療従事者に周知徹底していくことが最も重要な対策であるとの基本的な方針の下、事故事例情報が医療機関等から幅広く提供されることが必要不可欠であり(資料11)、わが国の医療安全の向上のため、つまり、「医療を受ける者の利益の保護」(医療法第1条)のために最重要施策とされている。

そして、医療の質の向上を実現していくためには、これまでの医療機関、医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の主体的参加を促進することが重要である。このような認識のもと、この報告書においては、医療に関する情報を国民、患者と共有し、国民、患者が医療に積極的に参加することを通して、医療の質の向上を図り、医療安全を一層推進するという考え方を重視している(資料7)。

したがって、国民が医療事故等の情報を受けることは、わが国の医療安全の向上のため、医療者等への情報提供と同時に「両輪の制度」であり、すなわち、「医療を受ける者の利益の保護」(医療法第1条)のために最重要施策である。

以上より、請求人は、NCNPが報告した事故等事案を知りたいため、

情報開示請求したので、NCNPは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に従い、請求人が開示請求した3項及び4項(資料1)の法人文書について、保有する法人文書を開示する義務がある。

(6) 国民が参加型の医療安全の向上のためには、国民が事故等事案の報告内容とその報告医療機関を知らなければ選択権を行使できず、実質的に、資料7の「今後の医療安全対策について」が求める「国民の主体的参加」とはならない。

このことは、資料16の「医療現場での患者の安全考えるシンポジウム」(NHK NEWS WEB)においても、『6年前に腹くう鏡の手術術を受けた患者が相次いで死亡した事故が明らかになった群馬大学医学部附属病院の医師が、同病院では検査データや診療記録が記された電子カルテを患者や家族が閲覧できるシステムの導入を紹介し、「患者に積極的に医療に参加してもらうことが、安全や質の向上につながる』』としているとおりである。

資料

1. 請求する法人文書の名称等の別紙(請求人、令和2年6月2日)
2. 法人文書開示請求書の補正について(依頼)」(精・発第163号、2020年6月30日)
3. 法人文書不開示決定通知書(精・神発第184号、2020年7月13日)
4. 医療事故情報収集等事業 事業の内容と参加方法(公益財団法人日本医療機能評価機構、2020年2月)
5. 理由説明書(令和2年諮問第32号)
6. わが国の医療安全施策の動向(厚生労働省、2016年)
7. 今後の医療安全対策について(厚生労働省、平成17年5月)

8. 医療法の「新旧対照表条文」（平成19年1月及び4月施行）
9. 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（厚生労働省医政局長、平成16年9月21日）
10. 報告書等（厚生労働省）
11. 医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会報告書（厚生労働省、平成15年4月15日）
12. 医療安全施策の動向について（厚生労働省医政局、平成28年1月）
13. 医療事故情報収集等事業の概要（公益財団法人日本医療機能評価機構、2018年3月）
14. 医療安全推進総合対策（厚生労働省、平成14年4月17日）
15. 医療安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（総務省、平成25年8月）
16. 医療現場での患者の安全考えるシンポジウム」（NHK NEWS WEB、2020年9月19日）

以 上